

AFTC INFORMATION

メルセデスベンツ日本株式会社(公取協会員)に対し、 消費者庁が課徴金納付命令 — カタログ等における装備品に関する不当表示 —

消費者庁は、2024年3月12日付で、メルセデスベンツ日本株式会社(公取協会員)に対し、同社が供給する普通自動車及び「AMGライン」と称するパッケージオプションに係る表示について、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令(課徴金額12億3097万円、景品表示法違反の課徴金額としては過去最高額)を発出しました。

※本課徴金納付命令は、2021年12月10日付の、同社が行ったカタログ等における装備品に関する不当表示(景品表示法第5条第1号(優良誤認))による措置命令に対するものです。

●**課徴金納付命令**の詳細については、以下の消費者庁ホームページをご覧ください。

【2024年3月12日付 課徴金納付命令】

https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_240312_01.pdf

https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_240312_07.pdf

●**措置命令**の詳細については、以下をご覧ください。

【2021年12月10日付 措置命令(消費者庁ホームページ)】

https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_211210_01.pdf

【上記措置命令の違反事実の概要(公取協「AFTC INFORMATION」)】

[https://www.aftc.or.jp/content/files/pdf/aftc_info/aftcinfo\)20211213.pdf](https://www.aftc.or.jp/content/files/pdf/aftc_info/aftcinfo)20211213.pdf)

当協議会は、同様の違反行為が発生することのないよう、今後、「カタログの装備品等の表示の問題点及び適正な表示方法」に関する周知活動を実施してまいります。

会員各社におかれましては、適正な表示を行うための表示管理体制等を整備するとともに、同表示方法に基づく適正な表示を行われますよう、お願いいたします。

この件に関するお問い合わせは…

一般社団法人自動車公正取引協議会 四輪車業務部まで
TEL 03-5511-2111 FAX 03-5511-2112